

## ◇ 相続放棄のデメリット

**Q** : 父が亡くなりました。私は他家へ嫁いだ時に、父から家を買ってもらったので、相続については放棄をしようと思います。

ところで、相続の放棄をすると、相続税法上何か不利になりますか。

**A** : 生命保険金や退職手当金の非課税規定や、債務控除の適用が受けられません。

### 【解説】

故人が生前に多額の借金をしていたため、財産をどう処分しても払いきれず途方にくれる、というケースでは相続の放棄をした方がよいでしょう。しかし、相続の放棄には次のようなデメリットがありますので、慎重に行ってください。

- (1) 生命保険金等及び退職手当金等の非課税規定の不適用
- (2) 債務控除の不適用（ただし現実には負担した葬式費用に限っては遺贈を受けた財産から控除することができます）
- (3) 相次相続控除の規定の不適用
- (4) 立木評価の特例の不適用
- (5) 代襲相続人がいる場合の相続税額の2割加算の規定（被相続人の孫である代襲相続人が放棄するとこの規定が適用されます）

なお、相続の放棄があつた場合でも、その放棄者は相続税法上の「法定相続人」ですから、遺産に係る基礎控除額には影響を及ぼしませんし、未成年者控除や障害者控除は適用されます。また、配偶者に対する税額軽減規定もその配偶者の放棄の有無に関わらず適用されます。

